

## 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約（PIC条約）の概要

### 1 条約の目的と経緯

先進国で使用が禁止または厳しく制限されている有害な化学物質や駆除剤が、開発途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、事前通報・同意手続き（Prior Informed Consent、通称P I C）等を設けた条約。これまで、ロンドンガイドライン及びコードオブコンダクト（国際行動基準）と呼ばれ自主的な制度として運用されてきたが、5回の条約化交渉を経て、1998年9月11日にロッテルダムにおいて採択された。条約は未発効だが、現在、各国により自主的に暫定PICが進められている。

### 2 条約の概要

- (1) 締約国は、附属書 に掲載されている化学物質及び駆除剤の輸入に同意するかどうかを事前に事務局に通報しておく。（この際、これを担保する国内の法的または行政的措置が必要。）この情報を、事務局はすべての締約国に伝え、輸出締約国は管轄の関係者に伝える。
- (2) 締約国は、ある化学物質や駆除剤について国内で使用を禁止又は厳しく制限した場合、その旨を事務局に通報する。事務局は、複数の地域から上記の通報を受け取った場合、附属書 に掲載するかどうか化学物質審査委員会で検討の上、締約国会議で決定する。
- (3) 締約国である発展途上国又は経済移行国で危険な駆除剤によって問題が起きた場合は、附属書 への記載を事務局に提案する。事務局はこの情報を全ての締約国に伝えるとともに、化学物質審査委員会において附属書 に掲載するかどうかを決定する。
- (4) 締約国は、自国において使用を禁止または厳しく制限している化学物質や駆除剤を輸出しようとする場合は、毎年、輸入国に必要な情報を添付した輸出通知を行う。
- (5) 附属書 に掲載されていたり、自国で使用を禁止または厳しく制限されている化学物質・駆除剤等を輸出する場合、人の健康や環境への有害性・危険性に関するラベルや安全性データシートの添付が求められる。
- (6) その他、化学物質の有害性等に関する情報交換、技術援助などを進める。

### 3 対象物質

現在、条約は27物質を対象にしている（別紙）。暫定PICでは更に、上記27物質に加え、ピナパクリル、エチレンジクロライド、エチレンオキシド、トキサフェン、モノクロトホス、アスベスト（アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、トレモライト）DNOC及びDNOC塩、並びにベノミル(7%)、カルボフラン(10%)及びチウラム(15%)の全てを含む混合粉剤（いずれかの物質が（ ）内の濃度以上を含むものに限る）を対象にしている。（条約発効後に開かれる締約国会議において、これらの物質についても附属書 への掲載が検討されることとなっている。）

#### 4 今後の予定

50ヶ国の締結により条約が発効することになっている。2004年1月20日現在57ヶ国（+ E C）が締結しており、2004年2月24日発効。（日本は1999年に署名を行っており、2003年5月22日国会の承認を得て現在締結の準備をしているところ。）

#### 参考

##### 締結国一覧（2004年1月20日現在57ヶ国 + E C）

- |                           |                         |
|---------------------------|-------------------------|
| (1)エルサルバドル（1999/9/8）      | (2)スロベニア（1999/11/17）    |
| (3)オマーン（2000/1/31）        | (4)オランダ（2000/4/20）      |
| (5)キルギスタン（2000/5/25）      | (6)スリナム（2000/5/30）      |
| (7)チェコ共和国（2000/6/12）      | (8)ブルガリア（2000/7/25）     |
| (9)パナマ（2000/8/18）         | (10)サウジアラビア（2000/9/7）   |
| (11)ハンガリー（2000/10/31）     | (12)ギニア（2000/9/7）       |
| (13)ドイツ（2001/1/11）        | (14)モンゴル（2001/3/8）      |
| (15)ナイジェリア（2001/6/28）     | (16)セネガル（2001/7/20）     |
| (17)ノルウェー（2001/10/25）     | (18)スイス（2002/1/10）      |
| (19)タイ（2002/2/19）         | (20)ガンビア（2002/2/26）     |
| (21)カメルーン（2002/5/20）      | (22)サモア（2002/5/30）      |
| (23)リビア（2002/7/9）         | (24)ヨルダン（2002/7/22）     |
| (25)ジャマイカ（2002/8/20）      | (26)カナダ（2002/8/26）      |
| (27)タンザニア連合共和国（2002/8/26） | (28)オーストリア（2002/8/27）   |
| (29)イタリア（2002/8/27）       | (30)ルクセンブルグ（2002/8/28）  |
| (31)マレーシア（2002/9/4）       | (32)南アフリカ（2002/9/4）     |
| (33)アラブ首長国連邦（2002/9/10）   | (34)ベルギー（2002/10/23）    |
| (35)ブルキナファソ（2002/11/11）   | (36)ウクライナ（2002/12/6）    |
| E C（2002/12/20）           | (37)エチオピア（2003/1/9）     |
| (38)マーシャル諸島（2003/1/27）    | (39)赤道ギニア（2003/2/7）     |
| (40)ウルグアイ（2003/3/4）       | (41)ラトビア（2003/4/23）     |
| (42)ガーナ（2003/5/30）        | (43)マリ（2003/6/5）        |
| (44)大韓民国（2003/8/11）       | (45)パラグアイ（2003/8/18）    |
| (46)ルーマニア（2003/9/2）       | (47)ニュージーランド（2003/9/23） |
| (48)シリア・アラブ共和国（2003/9/24） | (49)スウェーデン（2003/10/10）  |
| (50)アルメニア（2003/11/26）     | (51)ボリビア（2003/12/18）    |
| (52)ガボン（2003/12/18）       | (53)ギリシャ（2003/12/23）    |
| (54)ベナン（2004/1/6）         | (55)ルワンダ（2004/1/7）      |
| (56)デンマーク（2004/1/15）      | (57)コートジボワール（2004/1/20） |

注） <http://www.pic.int/en/ViewPage.asp?id=265> で確認したもの。

## PIC条約附属書 化学物質一覧

	附属書 記載事項		環境省関連国内法最終規制措置	
	名 称	分 類	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	農薬取締法
1	2,4,5-T	駆除剤		販売禁止
2	アルトリン	駆除剤	第一種特定化学物質	販売禁止
3	カプタール	駆除剤		販売禁止
4	クロルデン	駆除剤	第一種特定化学物質	販売禁止
5	クロルシメホルム	駆除剤		(登録失効)
6	クロロベンシレート	駆除剤		(登録失効)
7	DDT	駆除剤	第一種特定化学物質	販売禁止
8	ディルドリン	駆除剤	第一種特定化学物質	販売禁止
9	シメフ(DNBP)及びシメフ塩	駆除剤		(登録失効)
10	1,2-ジプロモエタン(EDB)	駆除剤		(登録失効)
11	フルオロセチン	駆除剤		(登録失効)
12	HCH(異性体混合物)	駆除剤		(登録失効)
13	ヘフタクロル	駆除剤	第一種特定化学物質	販売禁止
14	ヘキサクロロベンゼン	駆除剤	第一種特定化学物質	販売禁止
15	リンデン	駆除剤		販売禁止
16	水銀化合物 (無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシルアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)	駆除剤		販売禁止
17	ペンタクロロフェノール	駆除剤		販売禁止
18	モノクロトホス (1リットルにつき有効成分量600グラムを超えるモノクロトホスを含有する可溶性液体製剤)	著しく有害な駆除用製剤		(登録失効)
19	メタトホス (1リットルにつき有効成分量600グラムを超えるメタトホスを含有する可溶性液体製剤)	著しく有害な駆除用製剤		
20	ホスファミン (1リットルにつき有効成分量1,000グラムを超えるホスファミンを含有する可溶性液体製剤)	著しく有害な駆除用製剤		
21	メチルパラチオン (有効成分が19.5%、40%、50%及び60%の乳剤(EC)並びに有効成分が1.5%、2%及び3%の粉剤)	著しく有害な駆除用製剤		販売禁止
22	パラチオン (エアゾール、粉剤(DP)、乳剤(EC)、粒剤(GR)、水和剤(WP)等のパラチオンを含有するすべての製剤を含む。ただし、カプセル化懸濁剤(CS)を除く。)	著しく有害な駆除用製剤		販売禁止
23	クロシライト	工業用化学物質		
24	ポリ臭化ビフェニル(PBB) 六臭化ビフェニル 八臭化ビフェニル 十臭化ビフェニル	工業用化学物質		
25	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	工業用化学物質	第一種特定化学物質	
26	ポリ塩化テルフェニル(PCT)	工業用化学物質		
27	トリス(2,3-ジプロモプロピル)エスファート	工業用化学物質		

- 「駆除剤」とは、ある化学物質が農薬又は農薬以外の殺虫剤の用途に用いられる場合を指す。
- 「著しく有害な駆除用製剤」とは、駆除剤として使用するために調製された化学物質であって、その使用の条件の下で、1回または2回以上の曝露の後短期間に観察され得る著しい影響を健康または環境に及ぼすものをいう。
- 「販売禁止」は、農薬取締法第9条第2項の規定により販売を禁止された農薬
- 暫定PICでは、上記27物質に加え、ピナクリル、エチレンジクロライド、エチルオキサリド、トキサフェン、モノクロトホス、アスベスト(アクリライト、アンソライト、アモサイト、トルイト)、DNOC及びDNOC塩、並びにヘミル(7%)、カルボファン(10%)、チラム(15%)の全てを含む混合粉剤(いずれかの物質が()内の濃度以上を含むものに限る)を対象にしている。(条約発効後に開かれる締約国会議において、これらの物質についても附属書への掲載が検討されることとなっている。)